別表「1．団体」に次を加える。

(9)　アムロッガン・デベロップメント・バンキング・コーポレーション
別称：アムロッガン・デベロップメント・バンク，アムノッカン・デベロップメント・バンク
AMROGGANG DEVELOPMENT BANKING CORPORATION
(a.k.a. Amroggang DEVELOPMENT BANK; AMNOKKANG DEVELOPMENT BANK)
所在地：北朝鮮平壌特別市東安洞

(10)　グリーン・パイン・アソシエイテッド・コーポレーション
別称：チョンソン・ユナイテッド・トレーディング・カンパニー，チョンソン・ヨンハプ，チョスン・チャウォン・ケバル・トゥジャ・フェサ；チンダルレ，クムヘリョン・カンパニー，ナチュラル・リソーシィズ・デベロップメント・アンド・インベストメント・コーポレーション，セインピル・カンパニー
GREEN PINE ASSOCIATED CORPORATION
(a.k.a. CHO'NGSONG UNITED TRADING COMPANY; CHONGSONG YONHAP; CH'O'NGSONG YO'NHAP; CHOSUN CHAWO'N KAEBAL T'UJA HOESA; JINDALLAE; KU'MHAERYONG COMPANY LTD; NATURAL RESOURCES DEVELOPMENT AND INVESTMENT CORPORATION; SAEINGP'IL COMPANY)
所在地：北朝鮮平壌特別市兄弟山区域（ルコネッサンス・ジェネラル・ビューロ本部方）；北朝鮮平壌特別市綾羅島

(11)　コリア・フンジン・トレーディング・カンパニー
別称：フンジン・トレーディング，コリア・ヘンジン・トレーディング・カンパニー
KOREA HEUNGJIN TRADING COMPANY
(a.k.a. HUNJIN Trading CO.; KOREA HENJIN TRADING CO.; KOREA HENGJIN TRADING COMPANY)
所在地：北朝鮮平壌特別市

○国税庁告示第十五号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人Hope and Faith International	東京都世田谷区玉川四丁目十番二十号	福井　誠	平成二十四年五月十六日から平成二十九年五月十五日まで

○国税庁告示第十六号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十五日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人富士山を世界遺産にする国民会議の項中「成田　豊」を「遠山　敦子」に改める。

○農林水産省告示第千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江四九三三の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市上久堅七八五二の七から七八五二の九まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上田市菅平高原字菅平一二二三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県長野市若穂保科字保科山六二五九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡喬木村四三八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村片桐四一八一の一〇、四一八一の一一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村片桐四三五二の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江一九一四の一七・四九三三の一〇から四九三三の一三まで（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため